

令和5年1月25日	資料
第1回 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会	

令和4年度  
第1回 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会  
議決事項

# 目 次

第 1 号議案	東京都保険者協議会医療計画等検討部会 部会長の選出について	・ ・ ・ ・ ・ 1
第 2 号議案	令和 5 年度 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会実施計画について	・ ・ ・ 3
第 3 号議案	学識経験者である助言者の選任について	・ ・ ・ ・ ・ 7

## 第1号議案

### 東京都保険者協議会医療計画等検討部会 部会長の選出について

#### (提案の趣旨)

東京都保険者協議会医療計画等検討部会設置運営要綱第5条第1項において「検討部会には部会長1名、副部会長3名を置く」と、また、同条第2項において「部会長は、委員の中から互選し、副部会長を指名する。」とそれぞれ定められていることから部会長の選出を行う。

なお、任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。

令和5年1月25日提出

東京都保険者協議会

会 長 桃原 慎一郎

参 考 東京都保険者協議会医療計画等検討部会設置運営要綱（一部抜粋）

（運 営）

第5条 検討部会には部会長1名、副部会長3名を置くこととする。

- 2 部会長は、委員の中から互選し、副部会長を指名する。
- 3 部会長は、検討部会の会務を掌理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、これに事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する順序によりその職務を代理する。

## 第2号議案

令和5年度 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会実施計画について

(提案の趣旨)

令和5年度 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会実施計画について定めたい。

別紙のとおり定めたい。

令和5年1月25日提出

東京都保険者協議会

会 長 桃原 慎一郎

(このページは空白です。)

# 令和5年度 東京都保険者協議会 医療計画等検討部会実施計画

## 1 実施概要

医療費適正化計画及び保健医療計画が変更される場合は、調査及び分析の結果等に基づく意見提出のための検討等を行う。

また、医療費適正化計画の実施についての東京都への協力に関し、保険者との調整等を行う。

さらに、医療費適正化計画、保健医療計画、地域医療構想調整会議、在宅療養ワーキング及び医療と介護の協議の場等に関する情報の収集を行う。

## 2 実施内容

- ・ 第4期東京都医療費適正化計画の策定に関し、データ分析部会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出のための検討等を行う。
- ・ 第3期東京都医療費適正化計画に基づく施策の実施に関する東京都からの協力要請に基づき保険者との調整等を行う。
- ・ 第8次東京都保健医療計画の策定に関し、データ分析部会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出のための検討等を行う。
- ・ 地域医療構想調整会議、在宅療養ワーキング及び医療と介護の協議の場等に関する情報を収集し、必要に応じ情報提供や検討等を行う。

## 3 開催日程

年3～5回程度

(このページは空白です。)



### 第3号議案

#### 学識経験者である助言者の選任について

##### (提案の趣旨)

令和5年度東京都保険者協議会医療計画等検討部会事業である第4期東京都医療費適正化計画及び第8次東京都保健医療計画の策定に係る意見提出等について、学識経験者による助言を求めることといたしたい。

別紙のとおり助言者の選任を求めたい。

令和5年1月25日提出

東京都保険者協議会

会 長 桃原 慎一郎

(このページは空白です。)

## 学識経験者である助言者の選任

東京都保険者協議会医療計画等検討部会（以下「検討部会」という。）は、検討部会設置運営要綱第1条に基づき、東京都保険者協議会の推進を図るとともに、東京都医療費適正化計画等の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的としている。

検討部会設置運営要綱第3条第2項において、検討部会は、必要に応じて学識経験者の参画及び助言を求めることができるとされていることから、次の学識経験者に助言を求めたい。

### ○ 学識経験者

九州大学 名誉教授

おがた ひろや  
尾形 裕也 氏

### 参 考

- ・ 厚生労働省「第8次医療計画等に関する検討会」 構成員
- ・ 厚生労働省「地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ」 座長